

## ◎事務事業等の総点検「見直し計画（案）」について

### 準要保護者の認定方法（就学援助制度）の見直し

#### 1. 見直しの理由

将来にわたり、持続可能な就学援助制度とするため。

#### 2. 見直し内容・影響等

○適用する生活保護基準の見直し

平成 29 年 4 月の生活保護基準（平成 25 年 4 月の生活保護基準から変更）

○準要保護者の認定基準

これまでと同じ、世帯の所得が生活保護の基準額の 1.5 倍以内を維持

○実施年度

平成 31 年度から

○このことに伴う影響（平成 28 年度実績ベースで想定）

・対象者：約 6,700 人のうち約 650 人

・影響額：約 3,600 万円（全体の 9%程度）

#### 3. 事業の現状

生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものを認定基準として採用している市町村のうち、約 84%は 1.3 倍以内又はそれ以下としており、1.5 倍以内としているのは本市を含め約 13%に留まっています。

また、平成 25 年 8 月以降に段階的に行われた生活扶助基準の見直しへの影響が生じないように、本市では、平成 25 年 4 月の生活保護基準に基づき生活保護の基準額を算定しています。

（参考）文部科学省調査結果（平成 29 年 3 月）

認定基準採用団体 （平成 27 年度）	1.3 倍以内 又はそれ以下	1.4 倍以内	1.5 倍以内	その他
1,260 団体 （100%）	1,057 団体 （83.9%）	26 団体 （2.0%）	161 団体 （12.8%）	16 団体 （1.3%）
就学援助を受けている 児童生徒の割合（就学援助率） （平成 26 年度）	全国	神奈川県	本市	
	15.62% （1,518,351 人）	15.79% （105,317 人）	22.31% （6,832 人）	

※平成 28 年度の本市の就学援助率は 23.12%で、毎年上昇傾向にあります。

#### 4. 就学援助システムの改修

上記を実施するため、就学援助システムの改修を平成 30 年度中に行います。

また、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を含めた支給時期の前倒しについても検討し、このシステム改修で併せて対応することとします。